

京都府林地開発行為の手続に関する条例

所管課：森の保全推進課
(平成 23 年度～)

林地開発行為は地域住民の生活環境に大きな影響が及ぶ場合があることから、開発者が森林法に基づく林地開発許可申請をする前に、計画の事前公開や説明会の開催等その他必要な手続を定め、林地開発行為に係る手続の適正化を図るとともに地域住民との合意形成を進めるための手続を制度化しました。

■ 概要

- 対象
森林法の規制の対象となる 1ヘクタール(10,000 m²)を超える森林の開発
- 森林法第 10 条の 2 に定める林地開発行為に係る許可申請に先立ち、開発者と地域住民との合意形成を進めるための手続
 - ◆ 林地開発に係る計画の事前公開
 - ◆ 事業計画に係る説明会の開催
 - ◆ 地域住民等からの意見書の提出
 - ◆ 地域住民等からの意見書に対する見解(回答)書の提出
 - ◆ 自治会等の地域団体と「生活環境の保全に関する協定」の締結
 - ◆ 手続違反や不当な対応に対する勧告、手続の停止及び公表

■ 林地開発行為に係る事前の手続制度(開発者と地域住民との合意形成)

